

連帯はばたき

連帯ユニオン
関西ゼネラル支部
宣伝部

第65号
2024. 1.

明るく・楽しく・元気に活動し、産業別労働運動を確立しよう！

権力弾圧 労働組合つぶしを許さない！

政府の監視と現場の運動が重要だ！

2024 年元旦行動 大阪府警前に闘う仲間

2024 年 1 月 1 日、今年も大阪府警に対する抗議行動で幕を開けました。2018 年の連続不当逮捕に端を発し、裁判闘争は未だ終結せず、反弾圧実行委員会が掲げる「あけましておめでとうは言わない」とのスタンスは、権力弾圧の厳しい現実を物語ります。

元旦行動に参加した労働組合や市民運動の仲間は 450 人。集会運営の都合上、労働組合の発言は抑えて、多くの市民運動団体からアピールを受けました。

権力弾圧がもたらす運動の萎縮など困難な状況に立ち向かう決意を確認しあいました。

労働運動として注目すべきは、連帯ユニオン関西地区生コン支部の執行委員長の「今回の関西生コン弾圧裁判において無罪判決を下した二人の裁判官は、自主退職するか、あるいは定年前で判決の後に免官した」という報告です。これは三権分立、司法の独立の危機を如実に表すものです。

また、大阪事件の有罪判決において用いられた「量刑は時代が変わる」との文言について、昨年 12 月 15 日の加茂生コン討論集会において元裁判官の肩田弁護士が「社会において労働組



合運動が当たり前でなくなったことが、そのような甚だしい不当判決を導いた」と見解を述べていますが、今回の判決は法廷の中だけの問題ではなく社会情勢の反映であり、政府への監視と現場での運動こそが重要な要因だと確認する必要があります。

この厳しい現実に向きながらも、仲間たちは希望をもって堂々と立ち向かっています。直面する困難に打ち勝ち、仲間たちの運動の更なる躍進と真の公正な社会を実現するために、共に闘い続けることを誓い合った元旦行動となりました。

(書記長)

非正規雇用の組合員は均等・均衡待遇を闘い取ろう

T 福祉会分会に追い付き、追い越そう！

T 福祉会は、障がい福祉サービスの社会福祉法人です。2021 年 4 月からパートタイム・有期雇用労働法が中小企業に適用となりましたが、2018 年の分会結成時から、同一労働同一賃金に取り組み、これまでに非正規職員に「(夏、年末とも) 一時金は上限 10 万円」、「退職慰労金」、「家族手当」を実現してきました。また、非正規職員の賃金は、時間給 1,355 円(処遇改善金を含む)で、4 月新年度から「昇給」と「住居手当」が実現(正式決定は 2 月開催の理事会)します。

組合員は、積極的に職員の話の輪に加わり、正規職員の待遇をはじめいろんな情報を入手し、正規職員とパート職員の待遇を比較・検討して均衡待遇の要求をまとめ、団体交渉を粘り強く重ねてきました。職員間で話ができる人間関係、言い換えれば分会活動の基礎を築き、原則的に職場活動を続けている T 福祉会分会です。

処遇改善金の均等・均衡配分を求めて

I 学園分会の組合員は、12 月 25 日均衡待遇を求めて大阪労働局の調停に臨みました。「パート職員に処遇改善加算を原資とする処遇改善賞与、処遇改善手当、一時金は、少なくとも“正規職員の半分”以上を支払う」よう求めました。

法人は、原資を法人独自財源と処遇改善加算金とする賞与を、正規職員に夏季、年末の年 2 回支給し、パート職員には処遇改善の賞与が全くなし。処遇改善手当は、正規職員に毎月 6,000 円を支払うが、パート職員には処遇改善手当が全くなし。また、年度末に処遇改善加算金の残金処理で一時金を、正規職員には 47,000 円以上支払い、パート職員には 17,000 円だけ支払っています。

調停は不成立で打切られたので、今後は裁判所で処遇改善加算金の配分について争います。法人の恣意的な分配を許さず、均等・均衡配分を求めて闘います。

パートタイム・有期雇用労働法

第8条

…不合理な待遇差の禁止(均衡待遇規定)

個々の待遇(※1)ごとに、①職務内容(※2)、②職務内容・配置の変更の範囲(※3)、③その他の事情(※4)のうち、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して不合理な待遇差を設けることを禁止するもの。

※1 基本給、賞与、役職手当、福利厚生、教育訓練など。

※2 職務内容とは、業務の内容及び責任の程度をいいます。

※3 人材活用の仕組みや運用など

※4 職務の成果、能力、経験、事業主と労働組合との交渉の経緯など

第14条

…労働者に対する待遇に関する説明義務

正社員との待遇差の内容や理由などについて、事業主に対して説明を求めることができます。事業主は、パートタイム労働者・有期雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

また、説明を求めた労働者に対して不利益な取扱いをしてはいけません。

(厚労省パンフより引用)



(副執行委員長)

反原発 12.3 1万人集会で危険性を警鐘

能登半島地震 あわや志賀原発

フクシマ原発事故から 12 年

3.11 東日本大震災は、地震と津波により多くの犠牲者を生み、フクシマ原発事故を起こして放射線の危険性のために行方不明者の捜索が打ち切られた。遺族は自力で身内を探すしかなかったのだ。放射能は関東圏を壊滅の危険にさらしたにも拘わらず、それから 12 年、岸田内閣は原発の再稼働をすすめる新設の道を開く原発推進政策を強行している。

あわやフクシマの再来、志賀原発

正月早々の能登半島地震は、またもや甚大な被害と犠牲を出している。地元周辺住民は、あわやフクシマの再来とどれ程恐怖したことか。案の定、マスコミは、何らデータを示すことなく、「原発に被害はありません」と説得力の無い発信を繰り返した。

北陸電力の志賀原発の被害発表が、二転三転し、トラブルに輪をかけた。

- ・旧原子力安全・保安院の揺れに関する想定を上回った。
- ・使用済み燃料プールの冷却ポンプが 40 分間停止し、672 本ある使用済み核燃料を冷やせない状態になった。
- ・外部電源を受ける変圧器が故障、2 万ℓ以上の油が漏れた。
- ・燃料プールの水 4210 がこぼれ、21700 ベクレルこぼれた。
- ・津波対策の高さ 4 メートルの防潮壁の一部が傾いた。
- ・敷地内で道路の段差や地盤の沈下が発生した。

しばらくは復旧ができず外部電源 3 系統のうち 1 系統が使えない状態が続く。「安全上は問題ない」といっているが、まだ震度 3～5 度の余震が続いており、予断を許さない状況が続いている。

地震国日本、原発の危険性を警鐘

昨年 12 月 3 日大阪のうつぼ公園で、「老朽原発動かすな！ 1 万人集会」が開催され、脱原発依存社会を目指す全国各地の市民団体、労働組合が、地震国日本に原発が存在することの危険性を訴えた。福井からは、知事が関電の約束違反を無視し、再稼働を容認した。使用済み核燃料は、現在すでに広島原爆 120 万発分ありこれ以上増やしてはならないと。

各地の原発立地の市民団体は、岸田内閣が原発依存を 3 倍にすると明言した原発クリーンのウソ、原発は低コストのウソ、事故で出る放射線廃棄物の処理費用は廃炉にした場合の千倍以上、汚染水放出の費用も税金だと。岸田内閣が闇雲に推し進める原発推進の暴虐無人さに怒りと憤りを、また、原発そのものの危険性を切々と訴えた。

原発は被曝労働をはじめ問題が山積

原発の放射線被害は、地元住民はもちろんのこと、被曝労働者の健康問題にもおよぶ。原発利権に群がる多重の下請負い構造からくるコンプライアンス環境の不備や使い捨ての部品のごとく扱われることが珍しくない被曝労働者。労働法違反がまかり通っている現状は許せない。（執行委員 C）



1.12 関電本社前で緊急集会

告発を放置する会

サービス関西分会

問題解決を求めて組合加入

NEXCO 西日本の子会社

西日本高速道路サービス関西株式会社（サービス関西）は、NEXCO 西日本の子会社で、高速道路の集金業務に当たる会社です。この職場では恫喝めいた言動を繰り返す社員や、女性からの批判があってもパンツ一枚で歩き回る社員がいるなど、ハラスメントが横行し、更には管理職の横領疑惑もあり、こうした問題に従業員は苦しめられていました。

動かない本社コンプライアンス窓口

A分会長も、上司から「寝ずに仕事をしろ！」と怒鳴りつけられる等のハラスメントを受けた被害者の一人です。過去にAさんは、従業員を代表して他の従業員の受けた被害も併せて職場の問題を会社に告発しました。しかし、会社側はまったく対応しませんでした。Aさんは、問題を早く解決するよう本社に設けられたコンプライアンス窓口等に訴え続けましたが、現場の問題が放置されたまま年単位の歳月が過ぎ去りました。

山積する問題を解決するため、Aさんは組合に加入し、早急な職場の問題への対応を求めました。

不誠実な対応を繰り返す

会社は、団体交渉の開催を受け入れましたが、会社の対応は不誠実で酷いものでした。団体交渉申入書の基本要求事項について交渉した結果、合意が為されたにもかかわらず、協定書の締結を拒否しました。

さらに、分会要求書の要求事項である上司の横領疑惑やハラスメントについての協議に移ると、会社は「過去に一度コンプライアンス窓口に関わり合わせた内容だから」という理由で協議を拒否したのです。会社で一度相談したことから団体交渉では扱えない？そんなことは協議しない理由にはなりません。団体交渉の拒否は、労働組合法第七条二項『団体交渉拒否』に当たる不当労働行為です。

交渉の席を立ち、すぐさま抗議行動

すぐさま担当役員と分会は交渉の席を立ち、自動車に乗り込んで会社のオフィスに直行し抗議活動をしました。

翌日には、不当労働行為救済申立書を作成して、労働委員会に提出しました。

次に開催された団体交渉では、救済申立に困惑した会社は、「拒否したわけではなく、事情を聞いたかっただけ」と言い訳を始めました。これ以降、協議そのものを拒否することがなくなりました。

その後も労災隠しなど問題行動

しかし、まだまだ問題そのものが解決したわけではありません。会社は、その後も労災隠し等の問題行動を繰り返し、そのたびに組合が問題を指摘し、是正させているのが現状です。職場に染みついた悪習はすぐに改まるものではありません。

また、経営陣や管理職は自らの責任を放棄した説明を繰り返し、これでは職場の風通しが悪いのも道理だと納得するほかありません。

これからもサービス関西分会は、職場の問題を一掃すべく、まだまだ闘っていきます。

（書記長）



24 春闘

労働組合の力で大幅賃上げを

要求提出!



(1)業種別部会【医療介護保育・一般業種】

…春闘統一要求を検討します

日時 2月4日(日) 14:00 から

会場 ユニオン会館にて

(2)支部委員会【分会代議員】

…春闘要求・闘い方を決定します

日時 2月25日(日) 13:00 から

会場 ユニオン会館にて

*“春闘”をテーマに組合員学習会を行います

日時 2月22日(木) 19:00 会場 天満橋事務所にて

おしゃべり喫茶

毎月第3土曜 14時から
天満橋事務所にて

組合員も、まだ組合に加入していない人を誘ってもOK。
職場の不満やグチをしゃべって、聞いて、また、しゃべり…
おしゃべりで元気のエネルギーをもらったり、あげたりできる
おしゃべり喫茶です。

お茶を飲みながら

ゆったりと過ごして、身も心もリフレッシュ…
あなた任せのおしゃべり喫茶、お気軽に立ち寄ってください。

1月は20日(土)、2月は17日(土) に開催します



神戸灘五郷酒歳巡り

(小雨決行)



組合員同士の交流や健康な身体づくり等を目的とした
レクリエーションです。 お気軽に参加してください。

(菊正宗・浜福鶴・神戸酒心館を飲み歩きます)

【日 時】 2024年2月11日(日)11:00 集合

【集合場所】 阪神電車・魚崎駅改札口

【参加申込み】 担当まで

☎ 06-6881-0110